

地域脱炭素化の実現に向けて

- ◆脱炭素政策の立案・執行のあり方の**大転換**が必要
- ①脱炭素政策を**環境政策**の世界だけに閉じ込めない
 - ◆環境基本計画、地球温暖化対策計画
- ◆気候変動の進行を防ぎ、良好な環境を維持すること
 - + 地域として生計を立てて地域社会を維持すること
 - = 脱炭素化を**地域経済政策**の中に位置づける
- ②国のエネルギー基本計画やエネルギー・ミックスを前提に地域の計画を策定するのではなく
- ◆**まず地域レベル**の基本計画やミックスが作られそれらを集約して国レベルの計画に反映する仕組みへ
 - ◆再エネ・省エネは小規模分散型の技術
 - ◆その管理・運営にも分権的な意思決定が親和的

2023/5/23

山下 英俊(一橋大学) @長野県環境審議会・専門委員会

1

地域脱炭素化のための3つの社会化

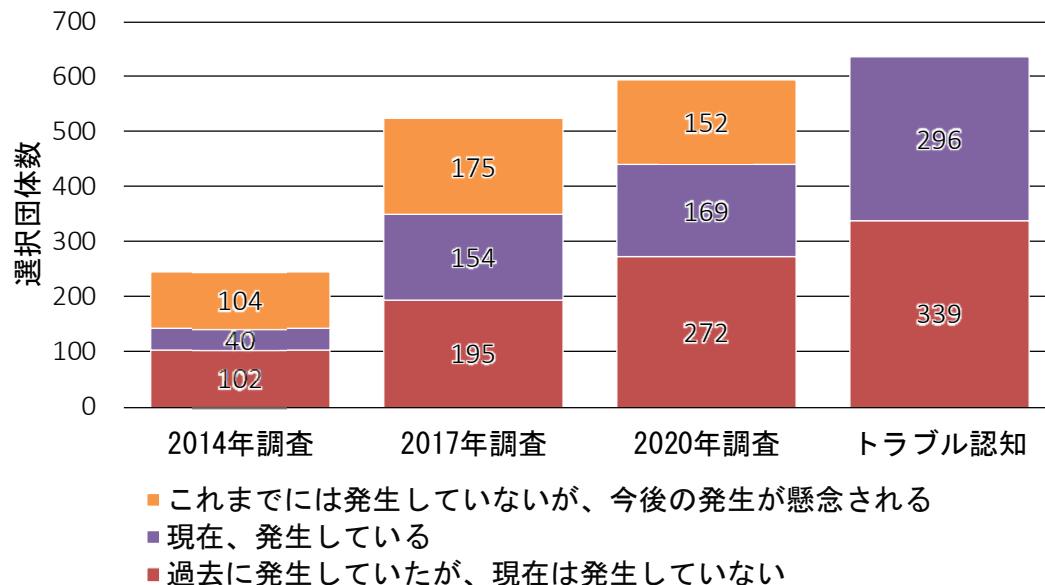
- ◆地域脱炭素化のための制度的な必要条件
 - ◆再エネに限らず地域資源全般の持続的な利用の条件
- ◆**土地利用**の社会化
 - ◆地域社会の幅広い利害関係者を巻き込んでより社会的に土地使用の意志決定を行う
- ◆**利益分配**の社会化
 - ◆地域資源を活用して得られる利益の分配方法を地域の幅広い関係者を巻き込んで社会的に意思決定する
- ◆**費用負担**の社会化
 - ◆地域社会が守りたいと考える環境・景観を維持する費用を地域社会が共同で負担する
- ◆「環境権と生業権の融合」(宮本憲一)
 - ◆環境権 = 政治的参加(意思決定への参加)によって守る
 - ◆「生業権」 = 経済的参加(事業への出資)によって実現する
- ◆「社会的共通資本」(宇沢弘文)としてのエネルギー

2023/5/23

山下 英俊(一橋大学) @長野県環境審議会・専門委員会

2

再エネを巡る住民トラブルを認知した自治体数



2023/5/23

山下 英俊(一橋大学) @長野県環境審議会・専門委員会

4

土地利用の社会化

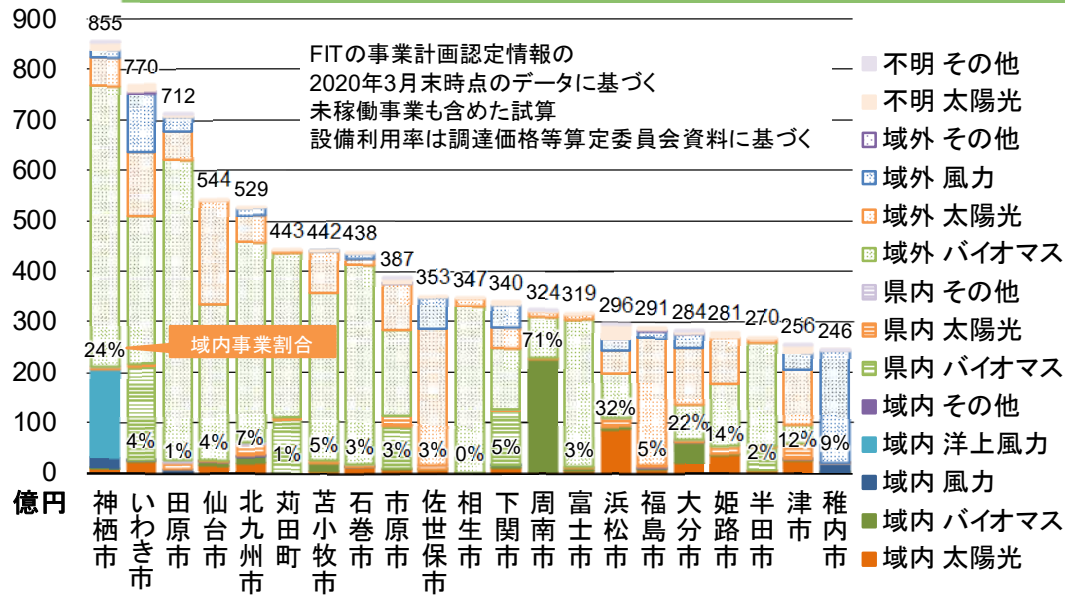
- ◆再エネを巡る地域の紛争を悪化させないためには
 - ◆国の規制強化も必要ではあるが自治体の**土地利用規制**強化が不可欠 = 再エネ条例
 - ◆協議会の設置、ゾーニング、事前届出と住民説明会
- ◆土地所有者の意向次第で開発が進んでしまう状況から
- ◆地域社会の幅広い利害関係者を巻き込んでより社会的に土地使用の意志決定を行う方向に誘導
 - = **土地利用**の社会化
- ◆地域社会にとって**価値**を有する地域資源の可能性
 - ◆地域の歴史に規定された特徴的**景観**や建築物
 - ◆長い年月をかけて開墾・整備されてきた優良**農地**
 - ◆希少な動植物とその生息地
 - ◆豊富な再生可能エネルギー、など
- ◆何に価値を見出すかは**地域に暮らす人々**が選ぶもの
 - = **全国一律**の規制がなじまない理由の一つ

2023/5/23

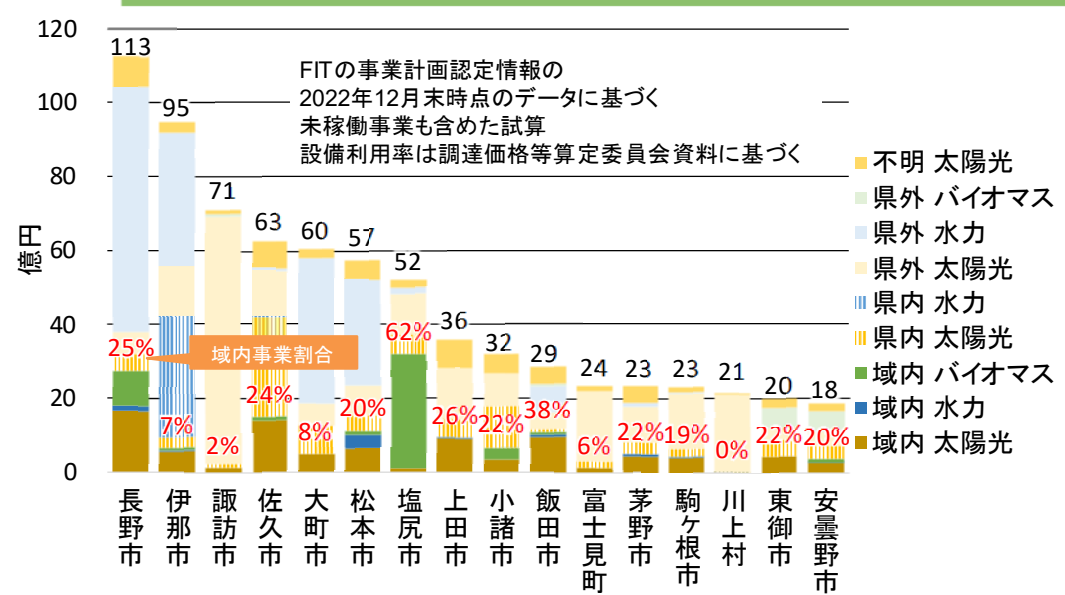
山下 英俊(一橋大学) @長野県環境審議会・専門委員会

5

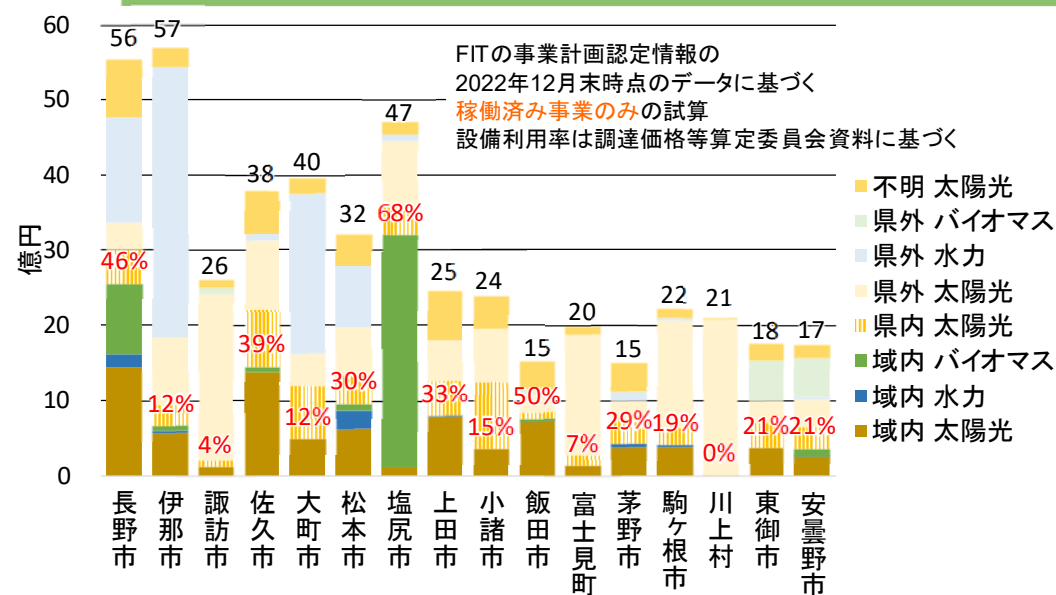
自治体別年間売電収入試算額(上位団体)



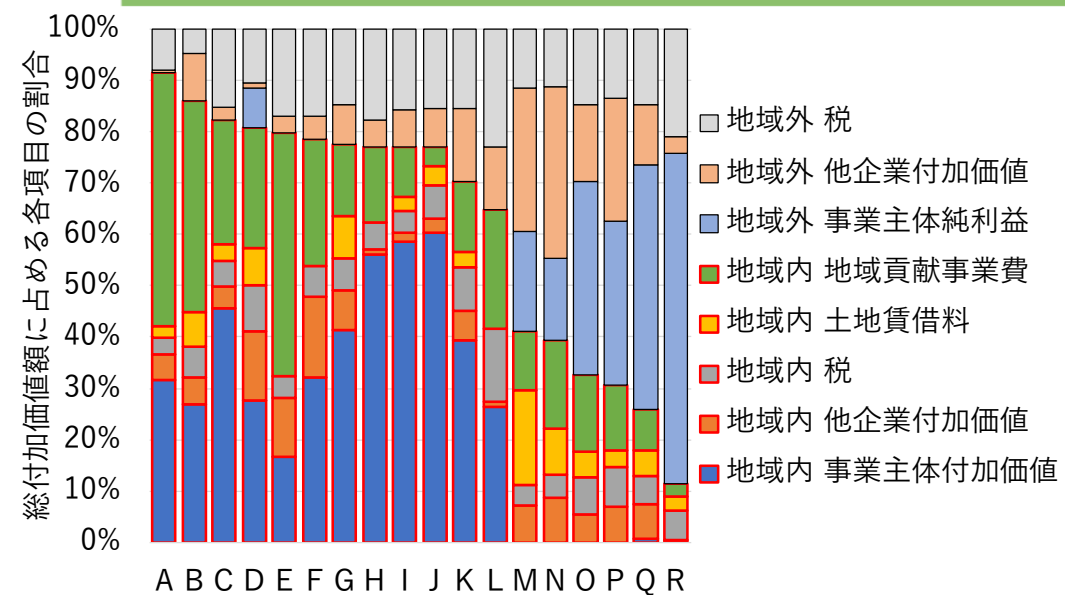
自治体別年間売電収入試算額(長野県内上位)



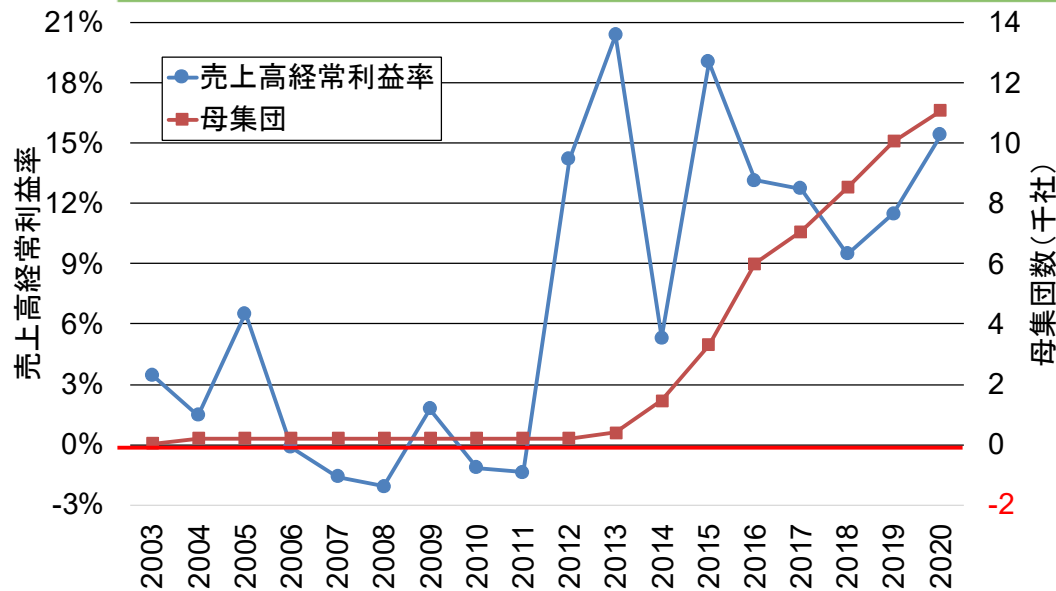
自治体別年間売電収入試算額(長野県内上位)



半農半エネ事業の地域付加価値創造分析



電気業(資本金1億円未満)の動向



法人企業統計調査 時系列データ

@長野県環境審議会・専門委員会

13

利益分配の社会化

- ◆ 自治体別年間売電収入額の試算結果からの教訓
 - ◆ 地域内に多様な事業主体がいることが地域経済効果の基本
- ◆ 半農半エネ事業の分析結果からの教訓
 - ◆ どのような枠組みで事業を行うかに地域経済効果が依存
- ◆ 日本の再エネ事業の現状
 - ◆ 利益分配が事業者に偏りすぎではないか
 - ◆ 電気業(資本金1億円未満:2020年度)の売上高経常利益率15.4%
- ◆ 利益分配の是正につながる制度の例
 - ◆ 岡山県美作市の事業用発電パネル税条例(総務大臣と協議中)
 - ◆ 宮城県が検討中の林地開発をとまなう再エネへの課税
 - ◆ ドイツでも再生可能エネルギー法2021年改正で陸上風力発電事業が0.2セント/kWh自治体に支払う制度導入(売電単価5セントなら売電収入の4%)
- ◆ 地域資源を活用して得られる利益の分配方法
- ◆ 地域の幅広い関係者を巻き込んで社会的に意思決定を

2023/5/23

山下 英俊(一橋大学) @長野県環境審議会・専門委員会

14

利益分配の社会化に向けた方策

- ◆ 大前提としての立地の適正化(土地利用の社会化)
- ◆ 再エネ・省エネの投資の多くは「いずれ元が取れる」
- ◆ しかし、域内の主体が初期投資を負担できない場合も
- ◆ 初期費用ゼロ円(屋根貸し・PPA)モデルの活用
 - ◆ 設置事業者も域内事業者の方が地域経済効果は高い
 - ◆ しかし、資本力のない事業者には大量設置は困難
- ◆ 自治体からの支援が必要
 - ◆ ただし「いずれ元が取れる」ので補助金を出さなくてもよいはず
- ◆ 補助金相当額の地域還元や収益納付を要件とする
 - ◆ 半農半エネ事業や長野県の収益納付型再エネ補助金
- ◆ 支援の原資として基金を造成
 - ◆ 国の補助事業を基金化(収益納付で基金を維持)
 - ◆ 地域貢献していない既存再エネ事業への課税
- ◆ 利益分配の社会化を実現
 - ◆ 地域資源の保全費用(費用負担の社会化)の財源にも活用

2023/5/23

山下 英俊(一橋大学) @長野県環境審議会・専門委員会

15

費用負担の社会化

- ◆ 地域社会が守りたいと考える環境・景観を維持する費用
 - ◆ 従来は所有者・利用者が費用負担
 - ◆ 社会環境が変化し負担できなくなったことが構造的原因
 - ◆ 畜産業衰退と高齢化で牧野が管理できなくなる
 - ◆ 耕作放棄地や施業放棄林、空き家問題も同様
 - ◆ メガソーラーを規制しても維持管理できない状況は残る
 - ◆ 土地所有者がこれまで負担してきた費用
 - ◆ 維持管理費用
 - ◆ 機会費用(開発によって得られるはずの利益を諦めること)
 - ◆ 土地所有者が費用負担できないとすれば何らかの方法で地域社会が共同負担する必要がある
 - ◆ 環境保全のための用地買取(トラスト)など
- = 費用負担の社会化

2023/5/23

山下 英俊(一橋大学) @長野県環境審議会・専門委員会

16

脱炭素に向けた地域と再エネの向き合い方

- ◆脱炭素に向けた段階的な再エネ**導入目標**の設定
- ◆各段階(目標年まで)の目標達成に必要な**導入面積**を算定
- ◆必要面積を**促進地域**として設定
 - ◆最初は地域にとって無理のない場所から
- ◆そこに**地域に貢献**する事業を誘致
- ◆あるいは、地域の側がアセスや事業性評価を行い
- ◆地域にとってよりよい条件を提示した事業者が事業化
- ◆現段階の目標達成が見込める場合は
次段階の促進地域の設定に進む
- ◆**脱炭素と地域活性化**の両立
- ◆再生可能エネルギーで地域を豊かにする
＝地域からのエネルギー転換(エネルギー自治)

参考文献

- ◆山下英俊(2020)「地域に根ざした再生可能エネルギー事業による環境保全の可能性」『環境技術』49巻3号、17-21頁
- ◆山下英俊(2021a)「地域コミュニティと再生可能エネルギー：環境と生業の融合へ」『世界』948号(2021年9月号)、195-204頁
- ◆山下英俊(2021b)「再生可能エネルギー推進と地域社会の持続：地球温暖化対策推進法における自治体の役割」『環境と公害』51巻2号(2021年10月号)、20-24頁
- ◆山下英俊(2021c)「再生可能エネルギーと地域再生の可能性」『生活経済政策』298号(2021年11月号)、14-18頁
- ◆山下英俊・寺林暁良(2022)「地域主導か地域貢献か：再生可能エネルギーの市場化とドイツにおけるコミュニティ・パワーの課題」丸山康司・西城戸誠編著『どうすればエネルギー転換はうまくいくのか』新泉社、第6章
- ◆山下英俊・小川祐貴・佐々木陽一(2022)「再生可能エネルギーがもたらした地域付加価値に関する実証的研究：再エネと地域との共生のかたち」(PHP特別研究レポート)